

質問書に対する回答
 首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書8-2 一般道の交通規制及び通行止め	県道45号八日市場八街線について、桁架設時は通行止め規制を行うことが確認できますが、その他の交差する市道については桁架設期間中もしくは現地工事期間中は終日通行止め規制が可能であると判断してよろしいでしょうか。それとも、防護型側面足場の設置対象となる町道A160号線及び町道二級路線Ⅱ-1は、桁架設時に何らかの交通規制が必要となるのでしょうか。ご教示願います。	その他の交差道路の交通規制は、特記仕様書15-3-1のとおりお考えください。
2	特記仕様書8-2 一般道の交通規制及び通行止め	県道45号八日市場八街線について、桁架設時は通行止め規制を行うことが確認できますが、合成床版架設時は何らかの県道交通規制が必要となるのでしょうか。さらに、県道俯角影響範囲の吊足場設置撤去作業時についても、何らかの県道交通規制が必要となるのでしょうか。ご教示願います。	桁架設以外の交通規制は、特記仕様書15-3-1のとおりお考えください。
3	特記仕様書8-2 一般道の交通規制及び通行止め	県道45号八日市場八街線について、桁架設時は通行止め規制を行うことが確認できますが、その他の交差する市道について、合成床版架設時及び吊足場設置撤去作業時は何らかの交通規制が必要となるのでしょうか。ご教示願います。	その他の交差道路の交通規制は、特記仕様書15-3-1のとおりお考えください。